

史料紹介：遠江国城東郡来福村笠原家文書

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2017-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 今村, 直樹 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00009977">https://doi.org/10.14945/00009977</a>

# 史料紹介 遠江国城東郡来福村笠原家文書

今村直樹

## はじめに

人文社会科学部社会学科の日本史学研究室は、毎年秋の大学祭期間中、当該年度の古文書調査の成果を発表する「古文書展」を、一九七二年以来欠かさず開催してきた。二〇一六年度で四五回目を迎える「古文書展」は、同じく考古学研究室による「考古展」とともに、本学部の「秋の風物詩」的なイベントとして定着している。

しかし、日本史学研究室には古文書展の誕生以前から継続している事業がある。それは、所蔵者や自治体からの依頼に基づき、静岡県内・静岡市内の古文書群の整理や調査を行い、史料目録を作成して所蔵者などへ進呈する事業である。本稿で取り上げる遠江国城東郡来福村笠原家文書（以下、「笠原家文書」と略）は、一九七〇年七月に当時の所蔵者であった故笠原清氏からの依頼で日本史学研究室が整理作業を行い、翌一九七一年六月に史料目録を作成した古文書群である。まさに、古文書展が誕生する直前の時期に整理されたものであった。

本稿で笠原家文書の史料紹介を行うことには、いくつもの理由が存在する。その直接的な契機となったのは、現在の所蔵者である笠原均氏（静岡県立掛川西高等学校教諭）が、古文書をひろく公開し、専門研究に役立てるための史料集を作成することを希望され、二〇一五年四月、その作業を日本史学研究室に所属する筆者に依頼されたことである。笠原家文書は、江戸時代に旧城東郡来福村（旧小笠郡大東町千浜、現掛川市千浜）の庄屋を務めた笠原家に伝来したもので、これまで『静岡県史料』や『静岡県史』でも紹介されたことがある、遠州地域の著名な地方文書である。笠原氏はそれらの文献で未紹介の史料を中心とした、新しい史料集の編纂を構想されていた。

こうした笠原氏の熱意に加えて、本稿を執筆する筆者の原動力となったのは、他ならぬ笠原家文書自体がもつ魅力であった。実際に学生たちと行った史料調査では、笠原家の歴史や近世遠江の地域社会史を考える上で注目される史料が数多く見出され、かつて一九七〇年代に目録化されたもの以外の新出史料なども発見された。本稿の紙幅では、その全容を提示することはできないが、これまで未紹介の近世史料から主要なものを選抜して、いくつもの項目別に取り上げたい。本稿の作業を通じて、笠原家文書がもつ史料的価値の高さとともに、近世遠江の地域史研究がもつ魅力の一端について提起できれば幸いである。

## 一 笠原家文書の概要

笠原家文書の説明を行う前に、まずは城東郡来福村の庄屋職を歴任した笠原家と来福村の性格を簡単に述べておこう。笠原家は、後述する「笠原家之歴史」によると、天武天皇の皇子である磯城親王の後裔であり、三河国山本村から遠江国に移住して来福村の開拓を始めたという笠原源之亮寛光が、その始祖とされる。笠原源之亮の生没年は記されていない



図1 城東郡来福村関係地図

\*『遠江国十二郡千六三村図』(掛川市、2016年)より作成。

が、二代目の源吾右衛門が建武二年(一二三三)没であることから、十三世紀後期から十四世紀前期にかけての人物と考えられる。なお、「来福」の名称の由来は、ますます当地に福が来ることを願うために名付けた、という。史料上での来福村の初見は、大永三年(一五二三)十一月付の今川氏家臣由比豊前守光規の讓状における「壹所 遠州来福事」という記載である。その後、慶長年間(一五九六～一六一五)には来福村の開発手形が数多く発給されており、近世初期に耕地開発がさかんに行われたことがうかがえる。

来福村は旧大東町の南東端に位置し、菊川の下流域にあった。東は合戸村(現御前崎市合戸)など、西は成行村(現掛川市千浜)、南は遠州灘に面していた(【図1】参照)。近世期は一貫して横須賀藩領

に属し、村高は「元禄高帳」では一〇四九石余、「天保郷帳」では一二九三石余という、比較的にな大きな村であった。主な生業は農業であり、かたわら漁業を営んでいたとされる。

【図2】は、「笠原家之歴史」をもとに作成した、笠原家の略系図である。笠原家文書における当主名の初見は、管見の限り、十一代目の源六まで遡ることができると思われる。後掲する正徳四年（一七一四）付の【史料2】には、先代の来福村庄屋として「源六」の名が記されている。但し、彼は「笠原家之歴史」によると享保十八年（一七三三）没であり、没年が合わない。続く十二代目の源五郎は、後述するように横須賀藩の大庄屋を務めており、地域社会で大きな影響力を有していたことがうかがえる。同じく十七代目の源左衛門寛典も大庄屋を務めたが、彼の代に明治維新を迎えている。

- ①笠原源之亮寛光（没年未記載）—②源吾右衛門（建武二年〔一三三五〕没）—③源太郎（永徳三年〔一三八三〕没）—④源一郎（応永二十八年〔一四二二〕没）—⑤新十郎（応仁元年〔一四六七〕没）—⑥源五兵衛（文亀二年〔一五〇二〕没）—⑦新一郎（天文十年〔一五四二〕没）—⑧藤十郎（文禄三年〔一五九四〕没）—⑨新右衛門（寛永九年〔一六三二〕没）—⑩六四郎（延宝三年〔一六七五〕没）—⑪源六（享保十八年〔一七三三〕没）—⑫源五郎（寛政十二年〔一八〇〇〕没）—⑬源九郎（享和二年〔一八〇二〕没）—⑭市十郎（文化三年〔一八〇六〕没）—⑮新蔵（文久元年〔一八六一〕没）—⑯新兵衛（嘉永三年〔一八五〇〕没）—⑰源左衛門（明治三十九年〔一九〇六〕没）—⑱鯉太郎（昭和十二年〔一九三七〕没）

\* 「笠原家之歴史」による。数字は歴代当主の順番。

図2 笠原家略系図

さて、一九七一年に日本史学研究室が作成した目録によると、笠原家文書の点数は二八七点となっている。【表1】は、

目録の分類に従って文書の性格の内訳を示したものである。これをみると、最も多いのがCの貢租関係一五二点であり、Bの土地関係四〇点、Fの山川・海浜関係三二点がそれに続く。Cの貢租関係では、正徳年間（一七一〇～一七一五）から明治初年まで、ほぼ毎年の年貢免定（割付状）が存在する点が特筆される。また、Fの山川・海浜関係では、漁業権を伴う浦浜の所有をめぐる、隣村の成行村との争論関係の史料が数多く含まれている。浦浜をめぐる両村間の激しい対立について、本稿で具体的な史料を取り上げることができない

いが、成行村の庄屋を歴任した岡田家の文書と併せて検討することで、問題の本質を明らかにすることができよう。

前述したように、笠原家文書の一部は既に『静岡県史料』や『静岡県史』で紹介されている。【表2】と【表3】は、両文献で取り上げられている笠原家文書の一覧である。『静岡県史料』は一点一点、『静岡県史』は八点であるが、重複している文書も多く、実際に紹介されたものは計一四点である。年代や表題からも分かるように、紹介史料の多くは近世初期来福村の耕地開発に関係するものである。なお、これらの耕地開発に関する文書は、一九七一年の史料目録に未記載のものが多く、そのほとんどが近年まで所在不明であったが、本稿作成に関わる二〇一五年度以降の史料調査でその多くが再発見

表1 笠原家文書の内訳

分類	点数
A 支配関係（触・達・布告・留帳）	13
B 土地関係（検地帳・高反別帳・名寄帳・質入・譲渡・新田）	40
C 貢租関係（免定・割付状・皆済目録・定免・年貢・小物成）	152
D 村方関係（村政・村由来・村役人）	15
E 戸口関係（宗門改帳・五人組帳・戸籍）	5
F 山川・海浜関係	32
G 絵図関係（村絵図・田畑図面）	3
H 訴訟関係（境相論・出入・出訴・不義・盗難）	11
I 救恤関係（拝借金・拝借米）	1
J 交通関係（伝馬・助郷）	3
K 金融関係（借金証文・祠堂金）	5
L 宗教関係（神社・寺院・縁起）	4
M 私的書類（書状・日記・覚書）	3
計	287

\* 「遠江国城東郡来福村 笠原家文書目録」（静岡大学人文学部日本史学研究室、1971年）より作成。

表2 『静岡県史料』掲載の笠原家文書

笠原文書番号	年月(注1)	西暦	表題(注2)	現存確認(注3)	静大作成目録番号(注4)	備考
1	(天正10年)3月3日	1582	小笠原清有外五名連署手形	○	—	『静岡県史 資料編10』資料番号90に再録。なお、県史では年代を慶長11年に比定。
2	慶長16年2月26日	1611	松下範久手形		—	『静岡県史 資料編10』資料番号92に再録。
3	慶長16年2月26日	1611	松下勘兵衛手形	○	1	『静岡県史 資料編10』資料番号93に再録。
4	(慶長18年ヵ)正月11日	1613	松下範久手形	○	—	『静岡県史 資料編10』資料番号94に再録。
5	(慶長18年)正月21日	1613	松下範久手形	○	—	
6	寛永11年10月12日	1634	永田太郎右衛門・雨宮加兵衛連署手形		—	『静岡県史 資料編10』資料番号108として再録。
7	(年未詳)8月9日	—	片岡孫右衛門手形	○	—	
8	(年未詳)8月21日	—	片岡孫右衛門手形	○	—	
9	(年未詳)8月5日	—	永田権兵衛触状	○	—	
10	(年未詳)9月6日	—	大野増次郎触状		—	
11	(年未詳)8月25日	—	梅原関大夫触状	○	—	

\* 『静岡県史料 第四輯 遠州古文書』(静岡県、1938年)より作成。

注1・2 いずれも『静岡県史料』の記載による。

注3 2015・2016年の笠原家文書調査で現存が確認されたもの。

注4 「遠江国城東郡来福村 笠原家文書目録」(静岡大学人文学部日本史学研究室、1971年)による。

表3 『静岡県史』掲載の笠原家文書

巻号	資料番号	年月(注1)	西暦	表題(注2)	現存確認(注3)	静大作成目録番号(注4)	備考
資料編10	90	慶長11年3月3日	1606	如水外来福村等開発手形	○	—	『静岡県史料』笠原文書1に収録。なお、県史料では年代を天正10年に比定。
資料編10	92	慶長16年2月26日	1611	松下範久来福村開発手形		—	『静岡県史料』笠原文書2に収録。
資料編10	93	慶長16年2月26日	1611	松下範久来福村開発手形	○	1	『静岡県史料』笠原文書3に収録。
資料編10	94	慶長18年正月11日	1613	松下範久来福村開発手形	○	—	『静岡県史料』笠原文書4に収録。
資料編10	108	寛永11年10月12日	1634	永田・雨森来福村開発手形	○	—	『静岡県史料』笠原文書6に収録。
資料編11	147	享保17年閏5月	1732	城東郡来福村の村前浦浜の新田開発願書	○	207	
資料編11	327	天明7年8月	1787	城東郡今沢新田他船頭より漁獲物代金滞りにつき一札	○	243	
資料編12	120	寛政12年9月	1800	城東郡来福村難破船の際につき二村宛一札	○	246	

\* 『静岡県史 資料編10 近世二』、『同 資料編11 近世三』、『同 資料編12 近世四』(静岡県、1993・1994・1995年)より作成。

注1・2 いずれも『静岡県史』の記載による。

注3 2015・2015年の笠原家文書調査で現存が確認されたもの。

注4 「遠江国城東郡来福村 笠原家文書目録」(静岡大学人文学部日本史学研究室、1971年)による。

され、現存が確認されている。

二〇一五年度以降の調査では、一九七一年の目録には未記載である近世・近代文書の存在も数多く確認された。前述した浦浜をめぐる成行村との争論は、承応・明暦年間（一六五二—一六五七）頃から断続的に行われ、最終的には明治十七年（一八八四）に来福・成行両村が合併して千浜村が成立することで終結する。今回の調査で確認された「破魔知論 乾・坤」は、この長期的な争論の経緯について、笠原家十八代目の鯉太郎が関係資料をもとに大正四年（一九一五）に編纂したものである。これは、長きにわたる争論の歴史が、どのように大正期の村社会で認識されていたかを知る上で非常に貴重な史料である。

前述した「笠原家之歴史」も、一九七一年の目録には記載されていないが、笠原家や来福村はもちろんのこと、横須賀藩領の地域社会を考える上で重要な史料である。これは、祖先から多くの事蹟を残してきた笠原家の歴史を子孫に伝えるため、十七代目の源左衛門寛典によって明治三十三年（一九〇〇）に編纂された。前述のように当主の没年が原文書と符合しないなど、その内容に疑問が残る点もあるが、笠原家文書を引用して記述されている部分も多く、必ずしも歴代の当主たちを礼賛するものでもない。何より、当主の事蹟に関わる情報量は極めて豊富であり、本稿では一定の留保をしつつその記述について紹介したい。

例えば、次に引用するのは、十七代目源左衛門の項目における嘉永七年（安政元年、一八五四）十一月の安政大地震に関する記述である。

#### 【史料1】

安政元寅年十一月六日当国未曾有ノ大震災アリ、来福村ノ如キ建物九分通倒潰シ、即死四人、負傷者若干ヲ生ジ、加之藤原内ハ火災ニ罹レリ、当家モ家屋悉ク倒潰シ、厨老棟漸ク半潰ニテ残レリ、近村皆大同小異ナリ、就中掛川町・



袋井町ノ如キ最甚シク、剩ヘ火災起リ、町家ノ過半ハ灰燼トナリ、其慘状実ニ言語ニ絶セリ、此被害ハ延テ堤防・道路・溜池等ノ破壊トナリ、平地ハ亀裂シ、山岳ハ崩壊ス、西尾隠岐守ヨリ此慘状ヲ幕府ヘ上申ニ及ビタレバ、幕府ヨリ檢分トシテ勘定役直江倉之助・普請役佐藤睦三郎其他数名ノ役人出張、領内被害ノ箇所ヲ檢視セラル、西尾家ニテハ大庄屋戸田八郎左衛門・同村松又右衛門・来福村庄屋笠原源左衛門ニ右取調係ヲ申付ラル、既ニシテ領内ノ取調ヲ了シ、島田・金谷・掛川・袋井等ニ出張、数十日間此被害状況取調ニ従事セリ、

周知のとおり、十一月四日に発生した安政東海地震は、遠州灘の御前崎沖、南海トラフに沿うプレート境界を震源とした、M八・四と推定されている巨大地震である。城東郡横須賀町（現掛川市西大淵）の震度は五・六と推測され、掛川宿では掛川城の天守閣が倒壊した。<sup>10</sup> 遠州灘沿岸には大きな津波被害がもたらされたが、【史料1】を見る限り、来福村は津波被害を受けていないことがわかる。なお、【史料1】の日付は十一月六日であり、十一月五日に発生した安政南海地震（掛川宿の震度は四・五と推測）の被害と併せて記されている可能性がある。

【史料1】からは、大地震のため笠原家を含む来福村のほとんどの家屋が倒壊し、四人の即死者が出たこと、掛川・袋井両町では火災の被害が甚大であったこと、堤防・道路・溜池などにも被害が及んだことがわかる。注目されるのは、横須賀藩主西尾隠岐守忠受による惨状の報告を受けて、幕府の勘定役・普請役の役人らが実地検分に訪れた際、彼らの下で領内のみならず島田・金谷などの各宿の被害状況調査に従事したのが、横須賀藩の大庄屋であった戸田・村松と、来福村庄屋の笠原源左衛門であったという記述である。笠原家文書には、近隣の合戸村など二か村の被害状況を上申した文書の写し<sup>11</sup>が存在することから、この記述の信頼性は高いのではなからうか。

以下では、これまで未紹介の笠原家文書のうち、主要な近世史料について項目別に取り上げる。その際、「笠原家之歴史」で関連記述があれば、併せて紹介することにした。

## 二 史料紹介

本章では、笠原家文書のなかから、(一) 庄屋笠原家と村社会、(二) 笠原家と明治維新、(三) 横須賀藩の大庄屋制、(四) 難破した船荷物をめぐる事件、という四つの項目別に、注目すべき史料を紹介する。文書名に付された番号は、一九七一年の史料目録によるものである。

なお、翻刻に際して、原史料にみえる漢字・異体字・合字等や変体仮名、誤字については、次のように改めた。

一、漢字・異体字等は、地名・人名などを除いて常用漢字に改めた。

二、変体仮名は現行の字体に改めたが、次のものはそのまま用いた。

江(へ) 者(は) 茂(も) 而(て) 之(の)

三、用語上で、明らかに誤字と思われる字は訂正したが、疑わしいものには(ママ)と右に注記した。

また、虫損・欠損文字は□とした。

### (一) 庄屋笠原家と村社会

まずは、来福村庄屋を務めた笠原家と、村社会との関係を考える上で興味深い史料を二点紹介する。次の史料は、庄屋源六の死後、その後家や養子、さらに村役人たちが、横須賀藩の役人に提出した文書の写しである。

【史料2】「乍恐以口上書奉願候御事」(番号二〇六)

乍恐以口上書奉願候御事

一、来福村庄屋源六相果、其節女房年式拾貳歳、娘年三歳ニ罷成候、源六遺言ニ申候ハ、代々庄屋御役仕来候跡敷ニ

候得ハ、後家を立、娘拾五歳ニ茂罷成候ハ、誰人なりとも躰養子ニ致、名主庄御役為相勤、跡敷相続仕候様ニと源六申候故、組頭・惣百姓一門ともに尤ニ存、其節御願書差上ケ申候得ハ御聞届ケ被遊、則当分之庄屋御役者組頭彦右衛門ニ御預ケ被遊候、其節高新田御水帳一冊・御免定六本相渡シ、預リ証文彦右衛門方ニ請取罷有候御事、

一、源六娘四年以前拾五歳ニ罷成候故、組頭一門共相談ヲ以、彦右衛門弟孫八ヲ躰養子ニ仕、源六跡敷相続仕候、然ル上ハ庄屋御役之儀、彦右衛門方ニ御願申上、孫八方江可相渡ス儀ニ、御座候処、只今迄相渡シ不申候故、伯父瀨左衛門ヲ以庄屋御役之儀彦右衛門方江相談候得とも、一円合点不仕ニ付、他村之一門共迄右之訳相談候へ者、雨垂村市郎左衛門、来福村庄屋庄左衛門并組頭方へ罷越相頼ミ、彦右衛門方へ申談、是非庄屋御役孫八方江被相渡可然と申候得共、合点不仕候御事、

一、其後組頭市太夫・七左衛門・伊右衛門ニ彦右衛門被申候ハ、庄や相渡候儀内証ニ而ハ不罷成候、重而誰人ニ而も被參候共出合不申候間、是非請取申度候ハ、御役人様へ申上請取可申候、内証ニ而相渡申儀不罷成候と申ニ付、無是非御願申上候、右之段々組頭共被 御召出、御尋被遊可被下候御事、

右之段々被為 聞召分、被為 仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、

正徳四年歳三月五日

来福村御願主  
 御願主 後家  
 源六  
 同村養子  
 同 孫八  
 同村  
 同父 三左衛門

加藤段右衛門様  
御奉行様

同村

瀨左衛門

野中村

四郎右衛門

同

雨垂村

市郎左衛門

同

来福村庄屋

庄左衛門

同村組頭

三人衆

この史料の概要は、以下の通りである。先年源六が死去した際、彼は次のように遺言した。源六の家は代々庄屋役を務めてきたため、自身の死後は後家を立て、娘が一五歳になれば婿養子をとって庄屋役を務めさせ、家を相続させるように、と。この遺言に組頭・惣百姓・親族も従い、当分の庄屋役は組頭の彦右衛門が務めることになった。その際、水帳（御帳）や免定も彼が預かった。しかし、四年前に源六の娘が一五歳になり、婿養子孫八をとって源六の家を相続させた後も、彦右衛門は孫八に庄屋役を渡そうとしない。他村の親族から彦右衛門に申し入れても埒が明かない。彦右衛門は組頭たちに、庄屋役を「内証」で渡すわけにはいかない、どうしても渡してほしければ「御役人様」（藩役人）へ訴えよ、と主張している。ゆえに、やむを得ず右の事情について、お上に願ひ上げる。

この史料からは、源六の死まで彼の家が来福村の庄屋役を世襲していたこと、しかし彼の死後、庄屋役をめぐる紛争が生じたことがうかがえる。源六の養子孫八の庄屋役就任を求めて、後家はもちろんのこと、他村の親族までが願書に署名している点は興味深い（但し、この孫八という人物が、【図一】の略系図に登場する当主かどうかは判然としない）。な

お、来福村庄屋として庄左衛門という人物も名を連ねているが、これは来福村が大規模であったため、庄屋役が複数存在したものと考えられる。

このように、近世来福村における庄屋役の継承は、時に村社会における紛争や緊張を伴うものであった。次の史料は、幕末期にいったん東西に分裂（「組分」）した来福村が、再び合併に至る際の事情を示すものである。

【史料3】「乍恐以口上書奉願上候」（番号二一八）

乍恐以口上書奉願上候

当村方先年組分ニ相成候節、作右衛門殿申候二者、一村ニ而者諸掛茂多候ニ付、組分ニ相成候ハ、諸事實素ニ而、費少候得者村柄茂自然と相直リ可申間、左ニ可致杯小前之私共江度々相勸候ニ付、愚昧之私共尤之事と存、右作右衛門組下ニ相成候、然処組分ニ相成候ハ組内取纏多、庄屋作十殿儀者度々出奔被致、一ヶ年茂組内不穩何角と差支多、且者依怙之取計方茂有之候ニ付、鎖細之取纏茂大ニ隙取、存外日数を費候、殊ニ者近来諸色莫大之高直之時節ニ至、必支と差支申候、此躰ニ而者作右衛門組下ニ相成居候而者、百姓相続出来兼難涉至極仕候間、何卒格別之御憐愍を以先規通ニ被成下候様奉願上候、

右願之通被 仰付被下候ハ、難有仕合ニ奉存候、猶御尋之儀茂御座候ハ、乍恐口上を以可奉申上候、以上、

御領分来福村小前

願人 久左衛門<sup>㊟</sup>

同 忠兵衛<sup>㊟</sup>

同 三四郎<sup>㊟</sup>

同 惣兵衛<sup>㊟</sup>

慶応元丑年

十月

同 金次郎<sup>㊦</sup>

大庄屋

同 長太夫<sup>㊦</sup>

本間惣兵衛殿

「笠原家之歴史」によると、安政年間、十七代目源左衛門は横須賀藩の産物取締役に任じられたが、不和であった同村の水野作右衛門の讒訴によって投獄され、四〇日以上にわたり取り調べられたという。やがて源左衛門は無罪放免となったが、これがもとで来福村政は動揺し、安政六年（一八五九）の初め、同村は東西の両組に分かれて、西方庄屋を笠原源左衛門が、東方庄屋を水野作右衛門が務めることになった、と記されている。

【史料3】には、東組の小前たちによって、東西分裂後の事情が述べられている。彼らによると、先年組分する際、作右衛門は組分することで諸費用も減ると主張し、小前たちの同意を取り付けたが、実際の組分後は混乱などが多く、庄屋がたびたび出奔するなど、組内は「不穩」であり、現状では「百姓相統」も困難な状況とされる。ゆえに、小前たちは組分を解消し、従来の通り一村に戻してほしいと、大庄屋の本間惣兵衛に願っている。この願書は認可されたようで、「笠原家之歴史」によると、同年には東西両組が合併し、源左衛門が一村の庄屋を務めることになった。

以上の経緯からは、比較的規模が大きかった来福村で、幕末期に分裂騒動が起こったこと、村の再統合が小前層の運動によってなされたことがうかがえる。なお、小前たちの願書の宛て先は大庄屋となっているが、横須賀藩の大庄屋制については、後であらためて検討したい。

## (二) 笠原家と明治維新

慶応四年（明治元年、一八六八）一月に始まった戊辰戦争、その政治的決着の一つとして行われた徳川宗家から新政府への江戸城明け渡し（同年四月）は、近世遠州地域の支配体制に巨大な変革をもたらすものとなった。すなわち、同年五月、江戸を追われた徳川宗家に駿河府中藩七〇万石が付与され、さらに同年九月には遠江国の約一八万石が駿府藩領に加えられることが確定する。そのため、駿遠両国に所領を有していた大名・旗本たちは、他所への転封を余儀なくされたのである。<sup>12</sup> 十七世紀後半から横須賀藩を統治し続けてきた西尾家も、その例外ではなかった。

次の史料は、戊辰戦争から西尾家の転封までの時期における、十七代目源左衛門の事蹟をまとめたものである。

## 【史料4】「笠原家之歴史」

明治元年王政復古、御親征大総督有栖川宮始メ諸藩士東下ス、領主西尾隠岐守ハ舞坂以東掛川迄五箇宿警衛仰付ラレ、秋元源弥外四五名ヲ以テ其ノ係役トス、笠原源左衛門天龍川渡船取締ヲ命ゼラレ、池田村へ出張、大庭宗太郎方ヲ旅宿トシテ事務ヲ見ル、渡船役人ト地方村民トノ間ニ故障ヲ生ジ、天龍川通り村々互ニ相通ジ、役船一切出サマル為メ大ニ支障ヲ生ジ、止ムヲ得ズ渡船役人大橋平左衛門・杉村藤太夫ノ兩人ヲ召連レ、笠原源左衛門夜中常光村庄屋ニ至リ説諭ノ上、出船致スベキ旨ノ請書ヲ徴シ、順次倉中瀬村庄屋迄巡回スル中、夜既ニ明ク、是ヨリ上流村々へハ廻状ヲ以テ触レ達シ、同村ヨリ船ニテ池田村ニ帰着セシニ、秋元警衛係其趣ヲ聞キ大ニ満足ヲ表サル、追々諸藩士通行ニ際シ、沿岸村ヨリ集リタル役船数百艘トナリ、大総督宮始メ諸軍勢滞リ無ク渡船ヲ了シ、首尾能ク本職ヲ全ウセリ、同年徳川慶喜公謹慎、徳川亀之助殿（家達公）宗家ヲ相続セラレ、駿遠豆三箇国ノ内七拾万石ヲ領セラル、コト、ナリタレバ、駿遠ノ諸藩残ラズ房総ノ地へ移封セラレ、西尾家ハ同年九月大庄屋村松孫兵衛・同笠原源左衛門及領内庄屋総代貫名村庄屋石川格之助・横須賀町横山易五郎ノ四名、西尾隠岐守留任歎願トシテ上京、

天皇陛下御東下関宿御駐輦ニ付拜迎シ、夫ヨリ京都ニ至リ府知事へ歎願書ヲ提出セシモ願意採用セラレズ、書面却下トナリ、尚再願スト雖モ、更ニ聞届ケラレザレバ止ムヲ得ズ帰国セリ、同年十一月領主西尾隱岐守殿御前ニ於テ大庄屋寺田彦太郎・村松孫兵衛・八木金兵衛・鈴木五郎右衛門・笠原源左衛門ノ五名ハ時服及麻上下ヲ、森下宇左衛門・松本五郎右衛門ノ兩名ハ麻上下ヲ拝領ス、

慶応四年一月、鳥羽伏見の戦いに勝利した新政府は、徳川慶喜征討令を発し、有栖川宮熾仁親王を東征大総督とした約五万の兵を江戸に向けて進軍させた。この史料によると、新政府軍が東海道を進軍する際、舞坂宿から掛川宿まで五宿の警衛を務めていた西尾家のもとで、源左衛門は天竜川の「渡船取締」役を命じられていた。新政府軍による天竜川の渡船を円滑に遂行させるための役目である。当初、渡船役人と船を抛出する村々との間で争いがあり、役船の調達が難渋していたが、源左衛門が村々の庄屋を説得し、無事に軍勢の渡船を完了することができたという。

その後、駿府藩の成立に伴い、西尾家の横須賀藩三万五千石も房総半島へ転封が命じられた。この史料で興味深いのは、転封を命じられた西尾家の留任を求めて、源左衛門をはじめとする領内の大庄屋や庄屋総代たちが京都に赴き、新政府への歎願を行っていることである。従来の研究で、廃藩置県などの際に旧領主（知藩事）の留任を求める民衆運動の存在は、西日本の諸藩でいくつかの事例が知られている<sup>13</sup>。西尾家の事例は、東海地方でもそれに類似した動きが存在したことを示すものとして、非常に貴重である。なお、結果的に西尾家の留任は叶わず、翌明治二年（一八六九）、藩主西尾隱岐守忠篤は遠江を去ることになる。その離任の際、大庄屋をはじめとする多くの人がびとが掛川宿まで見送ったという。

横須賀藩の消滅に伴い、源左衛門は務めていた大庄屋の職を失った。しかし、それは彼の社会的地位を低めるものとはならなかったようである。次の史料は、当時の源左衛門と村社会の関係を考える上で、非常に興味深い史料である。



【史料5】「差上申一札之事」(番号二一九)

差上申一札之事

一、近来非常之天災打続、御變動之御時勢恐入御事ニ候、就而者前領主

西尾隱岐守様今度房総江被遊御軛国候ニ付、連々拝借仕候米金速ニ返上納不仕候而者旧来之御恩忘却之筋ニ相当リ候間、如何様ニも返納仕度志願ニ者候得共、累年違作引続、尚又昨年未曾有之水災・大凶作ニ付、銘々当日之夫食者勿論、御收納并諸上納右拝借米金返納方等ニ差支、必至と当惑難洪仕、一村退軛ニも可及と心痛仕罷在候処、貴殿格別之御配慮を以永続之御主法被成下、一同安心仕候、右為御礼村中大小之百姓申合、自今当村庄屋役之儀永々貴殿御子孫御頼申度、右之段申入候処、早速御聞濟被成下、村内一同難有仕合ニ奉存候、然候上者向後如何様之儀到来仕共、庄屋役之儀ニ付違論申者咎人も無御座候、為後日村中一同連印一札差上申処、依而如件、

来福村東北講

小前惣代 次郎助 印

同 重次郎 印

同東南講

小前惣代 久右衛門 印

同 孫右衛門 印

本舟講

小前惣代 伊右衛門 印

同 喜右衛門 印

明治二年巳二月十七日

右之通相違無御座候、以上、

中小路講

小前惣代

新六 印

同

佐左衛門 印

天棒講

小前惣代

五郎三 印

同

李右衛門 印

西講

小前惣代

彦兵衛 印

同

三郎右衛門 印

百姓代

六助 印

組頭

三平 印

同

佐太夫 印

同

源助 印

同

瀬左衛門 印

同

武右衛門 印

同

藤吉 印

同

五郎太夫 印

同	同	同
清	新	清
十	作	十
⑩	⑩	⑩
同	儀	作
	⑩	⑩

笠原源之助殿

御子孫中

前書之通一同心添神妙之段忝存候、万一子孫末々ニ至リ不明之儀於有之者、無遠慮事実相尋可被申候、以上、

同月同日

笠原源之助⑩

庄屋 源左衛門⑩

村役人惣小前中

右之通り奥書いたし、耄本時之百姓代ニ下ケ遣し置申候、

この史料は、西尾家の転封直後、来福村の小前惣代たちが、笠原家（当主源左衛門）に宛てた一札である。その概要は以下の通りである。来福村では西尾家の転封決定を受けて、同家の「旧恩」に報いるため、かつて拝借した米金を返納せんとした<sup>14</sup>。しかし、同村では長年の不作と昨年の水害による大凶作のため、日々の食料に加えて、年貢などの上納や西尾家への返納金などにも難儀することになった。その際、源左衛門が格別の配慮のもとに「永統之御主法」を実施し、一村存亡の危機から救ってくれた。この行為への御礼として、当村の庄屋役を永久に笠原家が務めてくれるよう申し入れたところ、さっそく聞き届けていただいた。後日のため、この一札を差し上げる。

この史料からは、西尾家の転封と大凶作という状況のなか、村政の再建に笠原家が大きな役割を果たしたこと、それに小前層が深い感謝の念を抱いたことが読み取れる。また、笠原源之助・源左衛門による奥書も注目される。ここでは、小

前惣代たちからの一札に謝意を示すとともに、今後、万が一子孫たちに「不明」のことがあれば、遠慮なく事実を尋ねるように、と明記している。もし、今後世襲庄屋という地位に子孫たちが安住し、村政を壟断するようなことがあれば、その際は存分に糾明されるべき、といった含意であろう。

なお、史料の宛て先は「笠原源之助殿 御子孫中」とされている。これは、笠原家の始祖が笠原源之亮寛光（〔図2〕）であったことから、その名が笠原家自体の名称として用いられたものだろう。まさに、維新时期における笠原家と村社会の関係を象徴する注目すべき文書である。

### （三） 横須賀藩の大庄屋制

これまで述べてきたように、近世期の笠原家当主には、横須賀藩の大庄屋を務めた人物もいた。ここでは、同藩の大庄屋制に関係する史料を取り上げる。

大庄屋とは、近世の幕藩領主が村々を支配するために、名主・庄屋の上位に置いた村役人の総称である。その土地の有力な百姓が任命されることが多く、諸藩の地方支配と深い関わりをもつ一方、百姓一般や地域社会の利害代表者としての側面も有していた。ゆえに一九八〇年代以降の日本近世史研究では、近世後期の地域社会を考える際の重要な論点の一つとして大きな注目を集め、各藩での事例研究も活発に行われている。しかし、大庄屋制を含めた近世横須賀藩の地方支配については、横須賀城下町の運営を行った庄屋層の研究、幕末期の同藩による郷宿改革と地域社会の関係を論じた研究<sup>16</sup>を除けば、まとまった成果がほとんど存在しない。十数年前、全国の大庄屋に関するデータを網羅的に集計した志村洋の研究<sup>17</sup>でも、遠江国は大庄屋の存在が未確認な地域とされており、近世駿遠地域の幕府代官研究の成果<sup>18</sup>に比して、大庄屋研究は手薄な印象が否めない。横須賀藩の大庄屋制は、今後の近世遠州地域史研究における課題の一つといえる。

幸いなことに、笠原家文書には大庄屋の活動の一端をうかがわせる史料が存在する。まずは、次の史料をみられたい。

【史料6】「乍恐以口上書願上候御事」(番号二六六)

乍恐以口上書願上候御事

一、当村内借米・内借金有之候ニ付、各様方江先達而私共御願申上候処、御了簡ヲ以内借米ハ村役人ヲ差出、内借金之義者惣百姓ヲ差出候様ニ被仰渡、双方共ニ承知仕候、則別紙請負証文差出申候所、相違無御座候、依之御願申上候義ハ、御年貢御藏賄当暮方村組頭中年番ニ取賄被致候様、御上様江被仰上被下度奉願候、年重り候而間違等御座候而者難儀奉存候、

一、当村之義近年村入用多相掛り、惣百姓難儀ニ奉存候、此末恒ク相掛り候様ニ致度奉存候、依之御願申上候義者、村入用諸帳面取賄之義組頭中之内ニ而老<sup>ヤシ</sup>人、小百姓之内ニ而兩人、右三人宛年番相勤、檢約致取賄致度奉存候、尤村方江可相掛諸入用檢約可仕義ニ者無御座候得共、諸事入念取賄、此度弁金之差加ニも仕度奉存候、此段乍憚村役人中へ御懸合イ被下、惣百姓願之通被仰付被下候様ニ奉願候、以上、

西大洲村百姓代

六郎左衛門<sup>印</sup>

同村百姓惣代

伝兵衛<sup>印</sup>

同村同断

忠治郎<sup>印</sup>

同村同断

市兵衛<sup>印</sup>

天明三卯年

七月

同村同断

庄 助<sup>㊦</sup>

同村同断

吉 太 夫<sup>㊦</sup>

同村同断

惣左衛門<sup>㊦</sup>

## 大庄屋

源五郎様

喜平次様

この史料は、十八世紀後半に城東郡西大湊村（現掛川市西大湊）の百姓代たちが、大庄屋の源五郎・喜平次両名に宛てた願書である。宛先の源五郎は、笠原家十二代当主である。これによると西大湊村では、横須賀藩あるいは大庄屋から「内借米」「内借金」という借財を抱えていたようであり、「内借米」は村役人から、「内借金」は惣百姓から返済することを承知している。また、同村では近年村入用が嵩んでおり、今後は村入用関係の帳面管理について、組頭一名、小百姓二名で構成される年番で担当し、儉約を進めたいことを願っている。

この史料からは、横須賀藩の大庄屋が村々への「内借米」などの拝借金の管理を担っていたこと、村々の惣百姓からの訴願を受け、個々の村政運営に影響力を及ぼしうる存在だったことがわかる。史料の末尾にある「此段乍憚村役人中へ御懸合イ被下」という一文からは、村内における新たな帳面管理体制の採用について、大庄屋を通じて村役人に働きかけようとする百姓代たちの意図がうかがえ、非常に興味深い。前に検討した【史料3】と併せて考えると、横須賀藩の大庄屋は領内の村落内部の問題に立ち入り、それを内済に導く存在として期待されていたと言えよう。

大庄屋による内済行為は、次の捕獲された鮫をめぐる来福村と成行村の争論でも確認することができる。

【史料7】「笠原家之歴史」

慶応元丑年三月来福村海面ニ於テ数十尺ノ鮫魚一尾ヲ本村漁業者ニテ捕獲シ、藤原久右衛門方へ預置シニ、西隣成行村民多数夜中同家へ闖入シ、不法ニモ該鮫魚ヲ奪去レリ、此混乱ニ当リテ本村漁民追々駈付大争論トナリ、終ニ不法行為ノ巨魁赤堀太右衛門外四五名ヲ取押へ置キ、領主役所へ急訴争論中、更ニ本村前浜ニ於テ壹丈五尺乃至八九尺ノ鰻魚十尾ヲ獲得シタリ、東隣合戸村ヨリ故障申掛ラレシモ、固ヨリ本村ノ漁獲物ニ対シ、他ヨリ異議ヲ受クベキ理由ナシトテ断然之ヲ拒絶シ、鰻魚残ラズ公入札ヲ以テ価百元以上ニ売却シ、意外ノ收得ヲ為シタリ、其後合戸村ヨリ中泉町ナル幕府代官所へ密告シタルモ何等取調ナク其俣ニ落着セリ、而シテ西隣成行村トノ争論ハ終ニ大庄屋本間宗兵衛・森下宇左衛門・寺田彦太郎ノ三名ニ於テ取扱ヒ、示談済口トナリ、

これによると、慶応元年（一八六五）三月に来福村の漁業者が捕獲した体長六メートル以上の鮫一匹が、西隣の成行村の人びとにより奪い去られるという事件が起こり、村落間での争論となった（事件の犯人たちの身柄を確保し、領主役所へ訴えていたところ、来福村の前浜で体長二〜四メートルの鰻〔？〕一〇匹が捕獲され、それをめぐって東隣の合戸村とも争論が起こっている）。この成行村との争論を仲裁し、示談に導いたのが、当時の大庄屋であった本間宗兵衛・森下宇左衛門・寺田彦太郎<sup>19</sup>であった。次の史料は、争論の内済を受けて大庄屋宛に提出された済口証文の写しである。

【史料8】済口証文（番号二五二）

（端裏書）

「慶応元丑年五月

成行村を故障申越候節済口証文写」

一、当春来福村之者共、鮫魚取上ヶ方之儀ニ付、成行村より及故障、今般 御役内江出願いたし候処、御時節柄不相弁、不穩義厚御利解被 仰聞、深恐入候ニ付、右御利解ニ基、内済示談相整候段相違無之、然上者双方先規仕来之通、相互ニ睦合相励ミ可申候と取極申処、一重ニ御威光と難有仕合奉存候、依之為取替議定証文、双方調印差上申処、仍而如件、

来福村

百姓代 治郎七

慶応元丑年

同 新 助

五月

組頭 彦 助

同 佐 太 夫

同 瀬左衛門

同 藤 吉

同 米 吉

同 儀 作

同 忠 藏

庄屋 作 十

同 源左衛門

成行村

大庄屋

百姓代



森下宇左衛門殿

組頭 連印

本間宗兵衛殿

庄屋

以上の事例から、横須賀藩の大庄屋は、領内村々への拝借金の管理のほか、村落間あるいは村落内部で生じた諸問題を仲裁し、それを内済する役割を担っていたことが分かる。内済という役割は、同藩に隣接した駿河国田中藩（本多家四万石）における、十九世紀の大庄屋の職務内容とも類似しており、駿遠地域の大庄屋の性格を考える上での論点の一つになる。また、【史料6】で来福村の源五郎など大庄屋二名が西大洲村（現掛川市西大洲）の百姓代から訴訟を受けていることと、【史料7】で来福村・成行村の争論を、福田村（現磐田市福田）の寺田彦太郎など大庄屋三名が仲裁していることを鑑みると、横須賀藩の大庄屋は個々に明確な管轄区域が設定されていたというよりも、集団として領内村々の問題に対処していた可能性がある。<sup>21</sup> 筆者自身、近世後期田中藩における大庄屋の活動については別稿を予定しているが、横須賀藩を含めた近世駿遠地域の大庄屋制については、今後、より一層の基礎的研究の蓄積が求められよう。

#### （四）難破した船荷物をめぐる事件

遠州灘は、志摩国鳥羽湊から伊豆国下田湊に至る航路であるが、それは俗に海上七五里と呼ばれる海の難所であり、沿岸部にはたびたび難破船やその積み荷が漂着した。<sup>22</sup> その際、とくに問題となったのが難破船からの抜荷である。難破船の積み荷をめぐっては、沿岸部の住民たちが無断で拾得することも多かった。<sup>23</sup> そのため、十八世紀後半の来福村ではこうした行為を禁止する文書を作成し、成行村・合戸村の役人中に差し出している。<sup>24</sup>

次の史料は、安永年間に発生した、難破船からの抜荷をめぐる事件の顛末を示したものである。

(端裏書)

「江戸支配人江遣候証文之写」

証文之事

一、撰州大坂下博勞町毛馬屋笠五郎船、沖船頭良藏乗、酒荷物積立、去子十二月八日積所出帆、段々走下候処、同十六日遠州城東郡池新田村浦浜ニ而致破船、其砌少々之揚荷物・船粕等御地頭御役人中御見分被成、其後為御見届各方御越、浦仕舞相濟、村方御出立被成候途中ニ而風聞有之候者、揚荷物密ニ壳買いたし候ヲ御聞被成候ニ付、御立戻之処、同村八三郎・小十郎・庄八儀寄酒荷物隠置壳買致候ヲ御見留被成候間、右三人御預可被成旨村役人江御届之処、村役人申候者内分ニ而相濟申度候間、隠置候酒荷物為弁金百貳拾兩差出可申候間、内濟被下候様御頼申候得共、御承知無之ニ付、来福村名主源藏・懸河宿矢野口屋伊左衛門相掛、右弁金百五拾兩迄差出可申候間、内濟被下候様相頼候得共、是以御承知無之ニ付、兩人共取扱離申候、依之当人共御預可被成旨村役人江尚又御届被成候所、預之儀者容易難差出旨難渋申、不差出候間、如何様之儀ニ而不差出候哉と御尋被成候所、御支配江窺候上ニ而差出儀ニ候間、不相成趣申候、左候ハ、御支配江窺申候而差出候様、御申被成候所、其儀茂不罷成旨彼是難渋申ニ付、各方横須賀御役所江御届、村役人ハ当人共之預差出候様御願可被成由ニ而、横須賀表江御越被成候間、又候来福村名主源藏・合戸村名主五郎右衛門、近郷之儀難捨置存、金百七拾兩ニ而御得心被下候様御取扱申候得共、先達而江戸表江文通茂致置候間、返書着次第可及御挨拶旨御申被成候、然所江戸表ハ御兩人御越、荷主中存寄者弁金員数多少ニ不抱、掛合之もの村方江預置、江戸表ニ而御取計可被成旨申来候ニ付、当所ニ而者難御濟趣御申間、致承知候得

共、左様相成候而者如何様之儀ニ成行候茂難計存候間、是非当地ニおゐて内濟致度候間、御了簡を以御濟可被下旨、達而相詫候得者、左程迄内濟相願候儀ニ候ハ、当地ニ而者難取計候間、江戸表江罷下り、荷主共江直々相詫候様御申聞、致承知候、併出府致候ニ付而者御地頭江御願申、他国致候儀ニ候間、御願申上候ハ、如何様之儀ニ而罷下候哉と御尋之節、右取扱ニ致出府候と申儀難申上、御答ニ当惑仕候間、出府難致儀ニ御座候、何連ニ茂当地ニ而御濟被下候様御頼申得共、御承知無之ニ付、源藏・五郎右衛門儀茂取扱難候ニ付、各御役所江御願可被成段、当十二日人馬問屋八右衛門方江御赴、御役所江取次之儀御頼被成候所承届、右之趣申達候処、翌十三日各御役所江被出候様被仰渡候段拙者共承之候、左候得者村方之者共被召出、如何様ニ可被仰付哉難計奉存候間、拙者共何様ニ茂難捨置、取扱内濟致度候ニ付、弁金を以御承知被下候様御頼申候所、御取計難被成趣者荷主中趣意、此度村方不埒之致方、殊ニ村役人等閑之取計、向後浦之取<sup>(虫)</sup>□□ニ候間、江戸表ニおゐて御出訴可被成段御尤至極、逐一承知致候得共、出入ニ相成、御裁許者格別御地頭<sup>カ</sup>御家法を以如何様之咎ニ可被仰付哉、此段難計奉恐入候、其節ニ至当人者勿論右村之難儀ニ罷成候間、各方御了簡を以内分ニ而御濟可被下候、尤此度村方不法之致方御祭計ニ預リ、只今ニ至後悔仕、村役人迄不屈之取計可申様無之、一統ニ一言之申訳無御座候、且荷主中御趣意と相違ニ候得共、隠置候酒荷物為弁金貳百七拾兩差出可申候間、御承知被下候様相詫候得者、村方不<sup>(カ)</sup>方之致方荷主共憤候得共、一村之難儀ニ相成、村方一同後悔一言之申訳無之上者、各難忍思召御聞訊御得心被下候段、村方者勿論取扱之者迄辱仕合存候、依之弁金貳百七拾兩差出シ出入相濟安堵仕候、已来浦方不法之儀村役人不善之取計無之様可致候、為後証内濟証文、如件、

安永十五年二月

遠州城東郡池新田村

庄屋

惣兵衛

組頭

惣四郎

同

弥兵衛

同

佐次兵衛

同

文次郎

同

弥右衛門

同

文右衛門

同

源六

同

平右衛門

同

伝次郎

百姓代

五助

同国同郡

沖之須村  
庄や

喜平次

横須賀町

儀右衛門

同町

嘉兵衛

同町

林八

同

忠助殿

大川端町

伊右衛門殿

同

村沢

江戸惣荷主代  
南新門町  
山本

治兵衛殿

本町三丁目裏川岸

甚兵衛殿

白子屋

この史料は、城東郡池新田村(現御前崎市池新田)の庄屋・組頭・百姓代たちから、江戸荷主の代理人たちに宛てられ

た内済証文の写しである。抜荷をめぐる事件の概要は、以下のようにとまとめられよう。

事の発端は、酒荷を積んだ大坂下博労町（現大阪市西区南堀江）の毛馬屋笠五郎の船が、安永九年（一七八〇）十二月十六日に池新田村の浦浜で難破したことである。その際、陸揚げされた少々の荷物などについて、藩役人による見分が行われ、その見届けに荷主の代理人らも立ち合い、一旦は事後処理が済んだかみえた。しかし、代理人たちは江戸への帰路の途中、村方で陸揚げした酒荷を密かに売買しているという風聞を耳にした。果たして、彼らが池新田村に立ち戻ったところ、同村の八三郎・小十郎・庄八が隠し置いた酒荷を売買しており、代理人たちは同村の村役人に対し、三人を罪人として拘束するように要求した。これに対し、村役人は問題を「内分」で済ませることを希望し、隠し置いた酒荷の弁償金として一二〇両を差し出すことで内済を求めたが、代理人たちは納得せず、あくまで八三郎たち三人の拘束を求めた。一方、村役人らは事件が領主に発覚した場合、その処罰や村に難儀がかかることを大いに恐れ、あくまで内済での解決を希望した。村役人らは、最終的に弁償金の額を二七〇両まで上げることで、代理人たちと内済証文を取り交わすに至った。

この史料からは、抜荷事件に際し、あくまで「内分」に済ませたいとする村側と、犯人の処罰や賠償を厳しく求める荷主側との緊張感に満ちたやり取りを確認することができる。池新田村のため、「近郷」の来福村・合戸村の名主たちが支援を行っている事実も注目されよう。なお、この事件は、池新田村が多額の弁償金を支払うことで内済扱いとなるが、それですべての問題が解決した訳ではなかった。次の史料は、内済後、同村で生じた紛争について示したものである。

【史料10】「差上申口上書之事」（番号二六三）

差上申口上書之事

一、当村江去子十二月酒樽船破船いたし、入組候処、近郷村役人様方御取扱被下、江戸荷主支配人承知仕、内済二而出入相済罷歸り申候、右彼是二付村入用相掛り候而、村役人中村方百姓江割賦被致候処、惣百姓割付之通承知仕、

差出候もの共も有之、又ハ請合候而いまた不差出者共も有之、不勝手成ルもの共ハ居家杯貫入ニ仕候者も有之候、私儀者右破船入組候節不調法仕、内証ニ而酒売買いたし候儀相頭当人ニ相成り、其節村役人中方も咎メ等も被申付候、然処家居等貫入ニ差出候もの共、当人小十郎儀者其分ニ被差置、私共家屋敷迄も貫入仕候儀いかゝ之訳合ニ御座候哉之趣、村役人江申之候ニ付、私庄屋所江被招呼、村役人中被申候儀者、其方当人ニ相成り候儀ニ付、家屋敷村方江可差出候、左茂無之候而者村内相納り不申候由被申付候、其段一旦承知仕候得共、庄屋・組頭中江甚々過言仕候ニ付、庄屋・組頭御役筋相立不申由ニ付、御前様迄御願被出候、依之私并五人組頭御屋敷江被召寄、甚々御呵、其上いろく被仰聞候者、村方惣百姓並納得いたし、村役人江も過言之誤相詫相済シ可申候、殊ニ彼是入組候儀も相済、もはや諸入用通り之儀ニ付、又入組候而ハ第一 御上様江対し恐入候御事、尚又村中承知仕候処、其方彼是難渋申候ニ付、引請候者之内ニも異変仕候ものも有之由、其方老人何程之理分宜有之候而も難相立筋ニ候間、ぜひく村役人江相詫訳相立候様可致旨種々被仰聞候得共、私承知不仕候、依之弥々承知不相成候ハ、口上書差出候様被仰付候ニ付、則口上書差上申候、御上様江被御召出、何様之御咎被 仰付候共、其節一言之御恨申上ケ間敷候、御屋敷江被招呼候節不礼不法仕、其節御差当一言之申訳無御座候、為後日口上書、仍如件、

天明元丑年四月

池新田村百姓

小十郎

小十郎五人組頭証人

池新田村百姓

吉三郎

大庄屋

源五郎様

この史料は、池新田村百姓の小十郎から、大庄屋の源五郎（笠原家十二代当主）に宛てられた口上書の写しである。小十郎は、【史料9】から分かるように抜荷事件を起こした当事者の一人であった。彼は以下のように主張する。

当村では、抜荷事件が内済扱いになった後、弁償金を賄うための村入用を、村役人中が百姓たちに割り付けた。村内には、すでに割り当てられた費用を差し出した者、あるいは家屋敷などを質入して費用を工面しようとする者がいる。そのような中、家屋敷などを質入した者たちが村役人に対し、当事者である小十郎はそのままにも関わらず、自分たちが家屋敷まで質入して弁償金を負担させられるのは不条理である、と苦情を申し立てた。そこで村役人たちは私（小十郎）を召喚し、当事者であるその方は家屋敷を村方へ差し出すべきこと、そうでなければ村内の收拾がつかない、と申し渡した。私は一旦承知したものの、庄屋・組頭に対して大変な無礼を働き、その面目を潰したため、庄屋たちは大庄屋（「御前様」）へ願い出をなされた。その後、「御屋敷」（大庄屋の屋敷）に召喚された私は、厳しいお叱りを受け、村役人へ謝罪するように命じられたが、それでも承知しなかった。なお不承知ならば口上書を差し出すように命じられたので、ここに提出する。今後、領主（「御上様」）から召喚をされ、どのような処罰を受けようとも恨みがましいことは決して言わない。

この史料からは、内済のための弁償金の工面が村方にとって大きな負担となったこと、村方では費用負担をめぐって抜荷の当事者である小十郎への不満が高まっていたこと、それにも関わらず小十郎は村役人や大庄屋の指示を受け付けなかったこと、などが読み取れる。村内の世論に動かされる形で小十郎の処分をはかった村役人の姿や、それらに動じることのなかった小十郎の逞しさなどが印象的であろう。なお、小十郎をめぐるその後の動静については、未詳である。

## むすびにかえて

以上、未刊行の笠原家文書の数点について史料紹介と解説を行った。笠原家文書については、日本史学研究室によって二〇一六年度中に、一九七一年に目録化されていない史料も含めた総目録を作成する予定である。笠原家文書がもつ魅力については、本稿で縷々述べてきたところであるが、近年の遠州地域（とりわけ旧小笠郡域）では、鷺山家文書・河井家文書・熊切家文書など、大規模な近世・近代文書群の調査が進展しつつある。本稿でも論及した成行村の岡田家文書を含め、こうした文書群と笠原家文書を総合的に検討することで、近世遠江の地域史研究は飛躍的に進展するだろう。本稿が今後の専門研究の呼び水となり、加えて地域の重要な文化財である古文書の保存・活用に向けた動きの一助になるならば、これほど嬉しいことはない。

## 注一覧

- 1 「遠江国城東郡来福村 笠原家文書目録」（静岡大学人文学部日本史学研究室、一九七一年）。同目録には、「本目録は、仮に作製したもので、将来同一地域の目録集として、本印刷に付する予定である」とあり、目録集の刊行計画が存在したことがわかる（実際は未刊）。なお、目録の編纂を行ったのは、当時日本史学研究室助手であった故有光友学氏である。
- 2 『静岡県史料 第四輯 遠州古文書』（静岡県、一九三八年）。
- 3 『静岡県史 資料編一〇 近世二』、『同 資料編一一 近世三』、『同 資料編一二 近世四』（静岡県、一九九三・一九九四・一九九五）。



- 4 笠原家文書の写真データについては、静岡大学人文社会科学部日本史学研究室で閲覧可能である。
- 5 『角川地名大辞典(三) 静岡県』(角川書店、一九八二年)一〇一ページ。
- 6 前掲『静岡県史 資料編一〇 近世二』所収の九〇・九二・九三・九四・一〇八号文書を参照。
- 7 注5と同じ。
- 8 城東郡成行村における岡田家文書の主要なものは、岡田嘉須雄編『成行村岡田家文書』(私家版、一九八二年)で紹介されている。
- 9 例えば、十五代目新蔵は「徒ニ温厚篤実ノミノ人」であり、来福村に「却テ悪例ヲ残シタル」と評されている。
- 10 『静岡県史 別編二 自然災害誌』(静岡県、一九九六年)四一七〜四一九、四三〇〜四三三ページ。
- 11 一九七一年の目録には未記載で、今回の調査で確認されたものである。
- 12 『静岡県史 通史編四 近世二』(静岡県、一九九七年)一三九六〜一四〇六ページ。
- 13 谷山正道「廃藩置県と民衆―西日本における旧藩主引留め『二揆』をめぐって―」(京都大学人文科学研究所『人文学報』七一、一九九二年。後に同著『近世民衆運動の展開』(高科書店、一九九四年)に再録)。
- 14 なお、当時の西尾家は財政が逼迫しており、房総半島への転封費用の捻出に苦労していたとされる(前掲『静岡県史 通史編四 近世二』一四〇八〜一四〇九ページ)。
- 15 本多隆成「近世小城下町の様相―『横須賀惣庄屋覚帳』について―」(時野谷勝教授退官記念事業会編『日本史論集』清文堂出版、一九七五年)。
- 16 岡村龍男「幕末期の遠州横須賀藩における郷宿仕法替え」(『静岡県近代史研究』三八、二〇一三年)。
- 17 志村洋「近世大庄屋研究の現状と課題―渡辺尚志編『近世地域社会論』岩田書院、一九九九年)二六ページ。
- 18 関根省治『近世初期幕領支配の研究』(雄山閣、一九九二年)。

- 19 寺田彦太郎は、山名郡福田村（現磐田市福田）庄屋の家に生まれ、横須賀藩の大庄屋・難破船取締役・国益係世話役などの諸職を歴任した（『寺田彦太郎氏性行概略』鈴木熊太郎、一八九〇年）。明治二十七年（一八九四）には衆議院議員に当選している。
- 20 同藩における十九世紀前期の大庄屋（領分村々世話役）任命状には、「御領分村々取締之儀者、村々役人共令熟談可取計之候」とあり、大庄屋は領内村々の取り締まりを任務としていたことが分かる（『請書新田治兵衛世話役庄屋任命書』『焼津市史』資料編三、二〇〇二年、二六六ページ）。
- 21 この点は熊本藩の惣庄屋制のように明確な管轄区域（手永）が設定されていた藩領国とは、対照的なものと言える。熊本藩の惣庄屋制については、拙稿「十九世紀熊本藩の惣庄屋制と地域社会」（志村洋・吉田伸之編『近世の地域と中間権力』山川出版社、二〇一一年）を参照のこと。
- 22 近世の駿河湾・遠州灘における海難事件と、沿岸部の村々を含めたその後の対応を論じた成果として、川崎文昭『近世海難と浦証文の研究』（篠原印刷所、二〇一一年）がある（岡村龍男氏のご教示による）。
- 23 『浜松市史 二』（浜松市役所、一九七一年）二一五～二一六ページ、前掲川崎『近世海難と浦証文の研究』、『福田町史 通史編』（磐田市、二〇一六年）三二〇～三三六ページなど。
- 24 「寛政十二年九月 城東郡来福村難破船の際につき二村一札」（前掲『静岡県史 資料編二二 近世四』一一二〇号文書）。
- 25 近世後期遠江の地域史研究の到達点を示す成果として、個別領主支配をこえた庄屋集団による自主的な地域運営と、小前百姓による個性的村運営の展望の併存状況を論じた斎藤新の研究（同「幕末・維新期の地域社会運営と庄屋・戸長」『静岡県近代史研究』一九、一九九三年）、「非領国」の中間的發展段階として遠州地域を評価した大塚英二の研究（同『日本近世地域研究序説』清文堂、二〇〇八年）などがある。

【付記】

笠原家文書の閲覧に際して、笠原均・羽二生保両氏には格別のご配慮をいただいた。また、同家文書の写真撮影作業では、武林弘恵・岡村龍男・若木あや・松浦計太・松下一樹・大野郁人各氏からご助力をいただくとともに、とくに岡村氏からは本稿の作成にあたって多くの貴重なご教示をいただいた。末筆ながら、記して御礼申し上げます。